

協議第3号

合併の期日について

合併の期日について提案する。

平成16年 6月28日

風連町・名寄市合併協議会
会長 島 多 慶 志

基本的な協議項目	A-2	合併の期日
平成18年3月31日を最終期限として、諸事情を考慮のうえ、合併の期日を決定するものとする。		

平成 年 月 日確認

協 議 調 書

基本的な協議項目	A-2	合併の期日
調整の内容		

留 意 事 項	備 考
<p>1 市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(都道府県)、総務大臣が官報に告示など、様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。</p> <p>2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を定めることが望ましい。</p> <p>3 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。</p> <p>4 現合併特例法による財政支援を受けるためには、平成17年3月31日までに合併議決を行い、経過措置期間の平成18年3月31日までに合併する必要がある。</p>	<pre> graph TD A(市町村議会議決) --> B(合併申請) B --> C(正式協議) C --> D(正式協議回答) D --> E(都道府県議会議決) E --> F(知事処分決定) F --> G(総務大臣届出) G --> H(官報告示) H --> I(合併成立) </pre> <p>所要日数： 6ヶ月間→50日間短縮</p>